

会 議 録

会議の名称	令和元年度西東京市個人情報保護審議会（第2回）
開催日時	令和元年5月24日（金）午前10時00分から午前11時30分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎庁議室
出席者	（出席委員） 横道会長、河野委員、茶谷委員、海老澤委員、大川委員 （説明員） 都市整備部まちづくり担当部長、都市計画課長、都市計画課主査、都市計画課主任 （事務局） 総務部長、総務部総務法規課長、総務法規課法規文書係長、法規文書係主任、法規文書係主事 （欠席）岡本委員、濱野委員
議 題	議題1 個人情報の収集及び目的外利用について（答申） 議題2 個人情報の収集及び目的外利用について（諮問）
会議資料	1 答申書（写） 2 諮問書（写） 3 参考資料1 生産緑地制度の概要等 4 参考資料2 特定生産緑地の指定に向けたスケジュール
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○事務局 はじめに、前回の審議会に諮問した「個人情報の収集及び目的外利用について」の案件について、会長から答申を求める。</p> <p>【会長から市長へ答申】</p> <p>○市 長 答申を踏まえ、引き続き個人情報保護制度の適切な運営に努めてまいる。</p> <p>【市長退席】</p> <p>○会 長 ただいまから、令和元年度第2回個人情報保護審議会を開催する。続いて「個人情報の収集及び目的外利用について（諮問）」を議題とする。担当課からの説明を求める。</p> <p>【担当課から説明】</p> <p>○会 長 担当課からの説明に対し、質問等はあるか。 ○委 員 現在、西東京市に生産緑地はいくつ存在するのか。 ○説明員 生産緑地の所有者数は、279人である。</p>	

- 委員 279人はこれから増減するのか。
- 説明員 営農者が亡くなると、後継者不足で営農を続けることができなくなることから、現在、生産緑地は減少傾向の道をたどっている。所有者についても、それに比例して減少してくるのではないかと想定している。
- 委員 諮問書の「買取り申出が可能となる期日を10年延期するもの」とは、生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過した後に10年延期する、という認識でよろしいか。
- 説明員 そのとおりである。
- 委員 諮問書の「指定にあたっては、申出基準日以後は行うことができず」とはどういうことか。
- 説明員 特定生産緑地に指定する要件として、申出基準日の段階で生産緑地に指定されていることが法律で定められている。そのため、30年経過した後に指定の申出をしても、法律上指定することができない仕組みとなっている。
- 委員 「30年」と「10年」の関係はどうか。
- 説明員 現行の生産緑地は、指定から30年だが、特定生産緑地については、指定から10年間さらに追加するという考えである。また、特定生産緑地は指定から10年経過した時点でさらに特定生産緑地で農営をしたい方は、改めて再指定することになる。
- 会長 30年経過する前に基準日があるのか。10年間延長する場合の申出基準日はいつになるのか。
- 説明員 生産緑地に指定してから30年を経過する以前である（30年を経過する前に申出をすることで10年延長になる。）。
- 委員 意向確認ができない方はどうするのか。
- 説明員 現段階で個人情報を取得する手段は、都市計画課が保有する生産緑地台帳の情報を見ることである。なお、30年間で記載内容が変更された箇所があると思われるので、そちらの確認は登記簿謄本で確認することとなる。ただし、土地の登記簿謄本については、住民票の住所は変更しても登記簿の住所は変更していない可能性があるため、実際住んでいるところに通知を郵送できないことが想定される。このようなことを防ぐため、納税通知書の送付先情報をいただきたい。
- 委員 意向確認ができない方はたくさんいるのか。
- 説明員 実際に課税台帳と照合しないとわからない。
- 委員 諮問書の「個人情報の記録及び保管」について詳しく説明いただきたい。
- 説明員 資産税課からいただくデータは、庁内のネットワークを利用した電子データである。いただいたデータはそのまま電子データとして保管する。その他都市計画課が保有する生産緑地の台帳については、紙データで保管する。
- 委員 収集したデータを処理する際の電子データの取扱いはどうか。
- 説明員 市の職員がデータの加工をするが、個人情報が入ったデータであるため、パスワード等を設定し、保管することを考えている。
- 委員 電子データに全てまとめて処理するという認識でよいか。
- 説明員 基本的には電子データで処理する。その他に一部紙ベースのものもあるのでそちらは紙データとして処理する。
- 委員 諮問書の「個人情報についての流れ」の生産緑地台帳及び課税台帳の記載内容に「など」とあるが、この「など」には何が含まれるのか。
- 説明員 生産緑地台帳の「など」については、電話番号が含まれる。課税台帳の「など」については、何があるかは把握していないが、諮問書には今回必要となる

- データのみを抽出し、記載している。
- 会 長 実際の課税台帳には、諮問書に記載しているもの以外の情報も記載されているが、今回利用するのは諮問書に記載している情報のみという認識でよろしいか。
- 説明員 そのとおりである。
- 会 長 では、今回必要とする情報は、「など」に含まれるものはないという認識でよろしいか。
- 説明員 そのとおりである。今回いただくデータは記載されているデータのみだが、実際の課税台帳上はこれ以外にも様々な情報が記載されている。
- 委 員 諮問書の「指定期限となる申出基準日等まで適正に保管」の「申出基準日等」は、いつを指すのか。
- 説明員 多くの生産緑地の申出基準日が到来するのが令和4年度になるので、基本的には令和4年度までデータを保管することを考えている。
- 会 長 「等」が入っているが、「等」は何を指すのか。
- 説明員 特定生産緑地に指定してからは、その後10年間指定期間があるので、その期間まで保管していくこととなるので「等」とつけている。
- 委 員 それでは、「等」はいらないということか。
- 説明員 最初の特定生産緑地の基準日を申出基準日という。その後、さらに10年間経過する基準日を指定基準日という。これらをまとめて申出基準日等と表現している。
- 委 員 「等」は10年間という意味でよろしいか。
- 説明員 30年間と10年間という意味である。
- 委 員 生産緑地の所有者かどうかは、基本的には不動産の登記簿情報で判断すると思われるが、所有者の変更、あるいは、相続された場合であっても、登記義務がない以上、昔の所有者の情報が記載されている可能性があるが、現在の所有者を正確に把握し連絡するために、都市計画課が保有する生産緑地台帳に記載される生産緑地の地番と資産税課が保有する課税台帳に記載される地番が一致するものについて、納税義務者の方がより詳しい情報が分かるということか。つまり、不動産登記簿上の所有者は「A」とあるが、納税義務者としては「B」であること、あるいは「B」と「C」の共有者であること等、最も正確な納税義務者、あるいは納税通知書の送付先情報を利用したいということではよろしいか。
- 説明員 そのとおりである。
- 委 員 そうだとすると、納税義務者が登記簿上は「A」だが、実際の納税義務者は「B」であるということはどうに把握しているのか。登記簿上ではわからないものを資産税課は個別に調査をして収集しているのか。
- 説明員 市の課税課には税法上の調査権があるのでその範囲内で調査を行っている」と認識している。
- 委 員 資産税課が調査しきれない範囲は、今回都市計画課がいただく送付先情報にも影響してくるのか。
- 説明員 土地に対する課税なので、資産税課は適切に調査し、把握しているはずである。
- 委 員 土地に対しての税金は未納がないように資産税課は当該土地に係る情報を把握しているということではよろしいか。
- 説明員 そのとおりである。
- 委 員 資産税課の課税台帳には細かい情報が記載されているが、今回利用するもの

はあくまでも住所及び氏名のみということによろしいか。

- 説明員 そのとおりである。
- 会長 住所及び氏名には電話番号は含まれるのか。
- 説明員 今回は含まない。
- 委員 諮問書の「個人情報についての流れ」の生産緑地台帳の「など」には電話番号は含まれるのか。
- 説明員 生産緑地台帳には電話番号は記載されているが、今回は課税台帳の電話番号は収集することは考えていない。
- 委員 あくまで通知を郵送するために必要な住所及び氏名の情報のみを収集するという認識でよろしいか。
- 説明員 そのとおりである。
- 委員 個人情報の保管データに電話番号は入るのか、入らないのか。
- 説明員 生産緑地の指定の段階でいただいた連絡先情報については記載しているが、新たに電話番号を収集し、更新することは考えていない。
- 委員 諮問書の「個人情報についての流れ」の課税台帳に「納税通知書送付先氏名（法人名）」及び「納税通知書送付先住所（所在地）」とあるが、納税通知書の送付先が異なるケースは想定されるのか。生産緑地台帳の「所有者の氏名」及び「所有者の住所」と不一致の場合どのように対応するのか。
- 説明員 課税台帳のデータの方が生産緑地台帳より最新の情報が記載されていると考えているため、課税台帳のデータを使用する。
- 委員 課税台帳のデータを主に使用するという認識でよろしいか。
- 説明員 そのとおりである。
- 委員 諮問書の資料に「J A、農業委員会と連携し、意向確認の漏れがないようにしてください。」とあるが、このような他団体と連携する際も今回収集した個人情報を使用して連携するのか。それとも生産緑地台帳の範囲内での連携になるのか。
- 説明員 他団体との連携には今回収集した個人情報は使用しない。
- 会長 それでは質疑を終了し、委員のみで審議するので、説明員は退席するように。

【説明員退席】

- 会長 本諮問に関して、各委員の意見を求める。
- 委員 本諮問の内容については問題ないように思われる。
- 委員 個人情報の特定方法がややあいまいのように感じる。個人情報の取扱いは極めて重要なことであるので、「等」及び「など」はできる限り使用しないいただきたい。電話番号のような重要な個人情報が「など」に含まれることは、個人情報の取扱いに対する理解が不十分である。今後諮問にかける際には個人情報の取扱いには十分に注意していただきたい。
- 会長 審議会として、個人情報の収集及び目的外利用を認めるという結論でよろしいか。なお、答申を出すに当たり、委員から説明があった附帯意見を申し添えるということによろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 それでは、そのような趣旨で、事務局において答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 以上で本日の会議は閉会とする。

